

平成21年5月25日

各 位

オ イ レ ス 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 栗本弘嗣
(コード番号6282 東証第一部)
(問合せ先)
上席執行役員 管理本部長
内田隆彦
TEL 03-3433-1371

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日に当社取締役会で決議の上、同日付の「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」と題するプレスリリースにより公表し、同年6月29日開催の当社第55回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき効力を生じた、大規模買付行為への対応方針（以下、「旧方針」といいます。）につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、旧方針の一部を変更（以下、変更後の対応方針を「本方針」といいます。）のうえ継続するとともに、平成21年6月26日開催予定の当社第58回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本方針につきましては、社外監査役を含む当社監査役4名はいずれも、本方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社株式の大規模買付けに関する打診や申入れ等はなく、当社株式の大規模買付けに係る具体的な脅威が生じているという認識はございません。

なお、当社の平成21年3月期の当社株式の保有状況の概要は別紙1のとおりです。

本方針の内容につきまして、旧方針からの変更点は、大要以下のとおりでございます。

大規模買付ルール（下記3.（1）に定義されます。以下同じとします。）に基づいて大規模買付者（下記3.（2）に定義されます。以下同じとします。）に提供を求める意向表明書及び必要情報の内容について見直すとともに整理を行いました。

大規模買付ルールを遵守した場合と遵守しない場合の当社の対応を明確にし、また、対抗措置発動の要件として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損

なうと認められる場合の類型を見直すとともに整理を行いました。

特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の可否について当社株主総会において株主の皆様意思を確認することが相当と判断し勧告した場合等には、株主の皆様が発動の可否をご検討いただくための期間を設けた上で株主総会を開催することとしました。

から の見直しに関連する引用箇所の記載の修正、平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によるいわゆる株券電子化に伴う関係法令の整備並びに証券取引法の改称による金融商品取引法の施行及びその改正に伴う所要の修正、その他文言の整理等を行いました。

なお、対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を実施する場合、株主総会の決議事項とできる旨の定款変更を行うことを予定しています。

また、会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、大規模買付者による大規模買付行為（下記3.（2）に定義されます。以下同じとします。）がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、当社が掲げるビジョンに基づく企業価値向上のためには、世界的に優れた独自の技術を有するオイルレスベアリング製造会社としての社会的責任を全うし、顧客との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立・維持することが必要不可欠であります。かかる事実が大規模買付者により十分理解されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上させられなければ、

当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 当社の企業理念

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

当社は、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献することを、創業以来の企業姿勢としてまいりました。これによって、産業のあらゆる分野で機器の小型化・高性能化、省エネルギー化や低公害化に貢献し、かつ人々の安心と快適、そして地球環境を考えた社会づくりに役立つことが私達の使命と考えており、これらを実践することが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

これに基づき当社は、

優れた摩擦・摩耗及び潤滑の技術に支えられた無給油あるいは給油回数を減少させるオイルレスベアリング

尊い人命や住まい、交通・通信・エネルギー供給などの都市機能を地震の被害から守り、安全を確保する免震・制振装置

火災時の安全を確保する排煙・遮煙システムや、自然の光をコントロールしたり爽やかな風を利用して、省エネルギーで快適かつ安全な生活を提案する採光・遮光並びに換気システム

の開発に取り組んでまいりました。そして、自動車をはじめとする技術の変革とニーズに対応しつつ、世界初、世界一の高性能製品・技術の開発に力を注ぎ、絶えず新製品を市場に投入することで「なくてはならない企業」として市場競争力を強化しております。また、これらの製品の生産に当たって、優れた生産方式であるNPS（ニュー・プロダクション・システム）を導入・推進して生産の効率向上を図るとともに、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001を取得するなど環境に配慮した生産活動を行っております。

また、「OTEC」と名付けた全社的体質強化活動に取り組み、「活性化の追求＝活力を生む企業風土づくり」「効率化の追求＝事業の絶え間ざる改善と向上」を図り健全で強靱な企業体質を作り続けていくことで継続的な企業価値の向上を目指しております。

(2) 現在の取り組み

現在当社では、経営理念の実現のため、平成17年から『グローバル・エクセレン

トカンパニー』を目指した10年を期間とする長期ビジョンの下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために中期経営計画及び年次経営計画を一体化した経営計画に取り組んでおります。これは当社のビジョンを共通化して明確にし、その目標を達成するための戦略・戦術を立て、中期経営計画を3ステップに分け、段階的に実行していこうというものです。この実現のための基本方針と考え方を、

トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑）、ダンピング（振動減衰）技術を究める
持続的に発展する企業を創る

グローバルなオイルブランドを確立する

と定め、「Bear」を軸とした事業基盤のさらなる強化を推進しております。

3. 本方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

（1）本方針導入の目的

本方針は、会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に定める、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

そして、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。特に、当社の企業価値を正確に把握するには、当社の事業内容、保有する技術に対する深い理解が必要であることから、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しては、大規模買付者から提供される情報のみを参考とするのではなく、当社の事業内容そして当社保有技術を熟知している当社取締役会から提供される大規模買付行為に対する評価・見解等が極めて大切であります。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主が株式の大規模な買付けの内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、大規模な買付けの条件等が買収の対象とされた会社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当であるもの、買収の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の

利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本方針を導入することといたしました。

（２）本方針の対象となる当社株式の買付け

本方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ¹の議決権割合²が20%以上となる当社株券等³の買付行為、若しくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれにつきましても、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、又は、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じとします。）との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立する行為（結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる場合に限ります。以下、これらのいずれかに該当する行為（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

（３）特別委員会の設置

当社取締役会は、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、旧方針導入時より特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経

¹ 特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。

² 議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）又は、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するもの）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。以下同じとします。

³ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものとします。以下同じとします。

⁴ ある株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該株主及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

⁵ かかる行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる行為に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者⁶の中から選任します。なお、現在設置している特別委員会の委員である当社社外監査役仲田一元氏及び丹治詳元氏、また社外有識者である進士肇氏は継続して特別委員会委員に就任する予定です。その略歴については別紙4をご参照ください。

本方針においては、後記5.(1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に対抗措置をとるとき及び後記5.(3)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合に例外的に対抗措置をとるとき等、本方針に係る重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものいたします。

4. 大規模買付ルールの内容について

(1) 概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、当社取締役会の意見の開示等を経て、かかる期間経過後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始し得るというものです。その概要は以下のとおりです。

(2) 意向表明書の提出及び必要情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約を含めた意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、以下の事項を日本語で記載していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称
- (b) 大規模買付者の住所
- (c) 代表者の氏名
- (d) 大規模買付者が在外者である場合には設立準拠法及び国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要

当社取締役会が上記及びの事項の記載がある意向表明書を受領してから10営業日以内に、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただくべき情報の項目を当該大規模買付者に交付いたします。

具体的には、大規模買付者に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)の提供を要請いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

⁶ 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を意味します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接、間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（大規模買付者の名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、内部統制システムに関する情報、反社会的勢力等との関連性、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行います。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及びその概要を含みます。また、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、投下資本の回収方針、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、大規模買付行為完了後の許認可等維持の可否、規制遵守の可能性、大規模買付行為の実現可能性、大規模買付行為完了後更に当社株式を取得する予定がある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及び資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（大規模買付者と当社及び当社株主との間の利益相反を回避するための具体的措置についての考え方を含みます。以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (f) 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定する、当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様

の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分であると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して当社取締役会による検討、評価及び意見形成のために必要となる情報が揃うまで重ねて情報提供を求めることがあります。また、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、取締役会が求める本必要情報が十分揃わなくとも、大規模買付者から当該不足分の本必要情報の提供が難しい旨の合理的な説明がある場合は、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の検討を開始する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報が当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、その可否について当社株主総会の開催を要請する場合(例えば大規模買付者及びこれと一定の関係にある者以外に大規模買付行為への賛同を表明した株主が相当数存在する場合等、対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思の確認を行うことが相当と特別委員会が判断した場合)には、株主の皆様の本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催すること

とします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結のときをもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

5. 大規模買付行為への対応手続

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記特別委員会の勧告を経た上で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置をとり大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償

割当を行う場合の概要は原則として別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることなく、当該大規模買付行為についての反対意見の表明又は代替案の提示等を行うに留めるものといたします。

したがいまして、大規模買付者の大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供された本必要情報、これに加えて当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見・代替案等もご判断の材料としていただき最終的なご判断をいただくこととなります。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の例外措置

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかの類型に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ない、対抗措置をとることが相当であると判断される場合には、例外的に当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、後記特別委員会の勧告を経た上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を守るために上記5.(1)で述べた対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)及び当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討し、特別委員会の勧告を経た上で決定することといたします。

なお、当社取締役会は、上記5.(1)同様、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示をいたします。

(a) いわゆるグリーンメーラー等である場合

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合ない

し当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(b) いわゆる焦土化目的である場合

会社経営を一時的に支配して当社及び当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的での株券等の取得等を行っている場合

(c) 資産流用目的である場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の取得等を行っている場合

(d) 高配当・売り抜け目的である場合

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株券等の取得等を行っている場合

(e) 強圧的二段階買収等の場合

最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことなど株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(f) 買付条件が不十分と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

(g) 経営方針が不十分と判断される場合

大規模買付者による買付け後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(h) 企業価値が毀損される場合

当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合又は中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記5.(1)又は(3)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当社取締役会が対抗措置を発動する必要がなくなったと判断した場合には、特別委員会の勧告を受けた上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うこと

があります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、効力発生日までの間は新株予約権の無償割当等を中止することにより、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日までの間は無償取得の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。当社取締役会は、このような対抗措置の発動の停止を行う場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及びこれと一定の関係にある者並びに当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者及びこれと一定の関係にある者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合又は対抗措置の停止を行う場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、

新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

また、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本方針の有効期間等

本方針は、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を条件に効力が発生いたします。

本方針の有効期間は本定時株主総会の日から3年間（平成24年6月開催予定の当社定時株主総会の終結のときまで）とし、本方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については別途当社株主総会の承認を経ることといたします。

本方針は、本定時株主総会により継続が承認された後であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものといたします。

なお、本方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本方針の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本方針について継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、会社法その他の法令等の新設又は改廃、今後の司法判断等の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等により、本方針を見直す必要が生じた場合には、特別委員会の同意を得た上で、本方針の内容を変更することがあります。当社取締役会は、かかる変更が本方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要があると考える場合には、改めて株主総会において株主の皆様にご承認を求めさせていただきます。

8. 本方針の合理性について（本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容を有するものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記3.(1)「本方針導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後、本方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本方針における対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為への対応手続」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、上記7.「本方針の有効期間等」に記載のとおり、当社株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

(別紙1)

[当社株式の概要]

(平成21年3月31日現在)

1. 当社発行可能株式総数 138,240,000株
2. 発行済株式総数 33,917,088株
3. 単元株式数(100株)以上所有している株主数 5,768名

4. 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,262,500	13.45	-	-
東京中小企業投資育成株式会社	2,472,042	7.80	-	-
全国共済農業協同組合連合会	1,592,524	5.03	-	-
株式会社みずほコーポレート銀行	1,582,038	4.99	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,051,500	3.32	-	-
日本生命保険相互会社	887,900	2.80	-	-
川崎景介	691,452	2.18	-	-
川崎景太	600,000	1.89	-	-
オイレス従業員持株会	551,840	1.74	-	-
日興シティ信託銀行株式会社	543,300	1.71	-	-

注1. 印は、信託業務に係る保有株式です。

注2. 当社は、上記の株式会社みずほコーポレート銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式を305,420株(出資比率0.0%)、優先株式を500,000株(出資比率0.0%)所有しております。

注3. 当社は、自己株式を2,000,750株保有しております。

5. 当社役員の当社株式の保有状況

- (1) 全役員の保有株式数合計 295,802株
- (2) 発行済株式総数に対する全役員の所有株式数合計の割合 0.87%

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める一定の日(以下、「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当を行う。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てする新株予約権の総数

割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株

予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者⁷の中から、当社取締役会が選任する。

- ・社外取締役又は社外監査役である委員の任期は、その取締役又は監査役としての任期と同一の期間とし、社外有識者である委員の任期はその選任の日から3年間とする。ただし、本方針の有効期間が満了した場合、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本方針の廃止する旨の決議が行われた場合、本方針の終了又は廃止と同時に委員の任期は満了する。

- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置の発動（大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断を含む）
 - 対抗措置の発動の停止
 - 本方針に係る重要な事項
 - その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

- ・特別委員会は、弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。

- ・特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

⁷ 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を意味します。

特別委員会委員略歴

本方針導入後の特別委員会委員は、以下の3名を予定しております。

仲田 一元 (なかた かずもと)

【略歴】

昭和27年 3月6日生
昭和50年 3月 中央大学商学部卒業
昭和57年 2月 公認会計士登録
昭和63年 8月 公認会計士事務所開設
昭和63年11月 税理士事務所開設
平成元年 8月 仲田マネージメントサービス株式会社 代表取締役 (現任)
平成12年 6月 当社監査役 (現任)

仲田一元氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

丹治 詳元 (たんぢ よしはる)

【略歴】

昭和40年 3月1日生
昭和62年 3月 東海大学文学部卒業
昭和62年 4月 ダイレクトメールサービス株式会社入社
平成3年10月 東京中央合同会計事務所 入所
平成7年12月 山本経営会計事務所 入所
平成13年12月 丹治詳元税理士事務所開設
平成18年 6月 当社監査役 (現任)

丹治詳元氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

進士 肇 (しんじ はじめ)

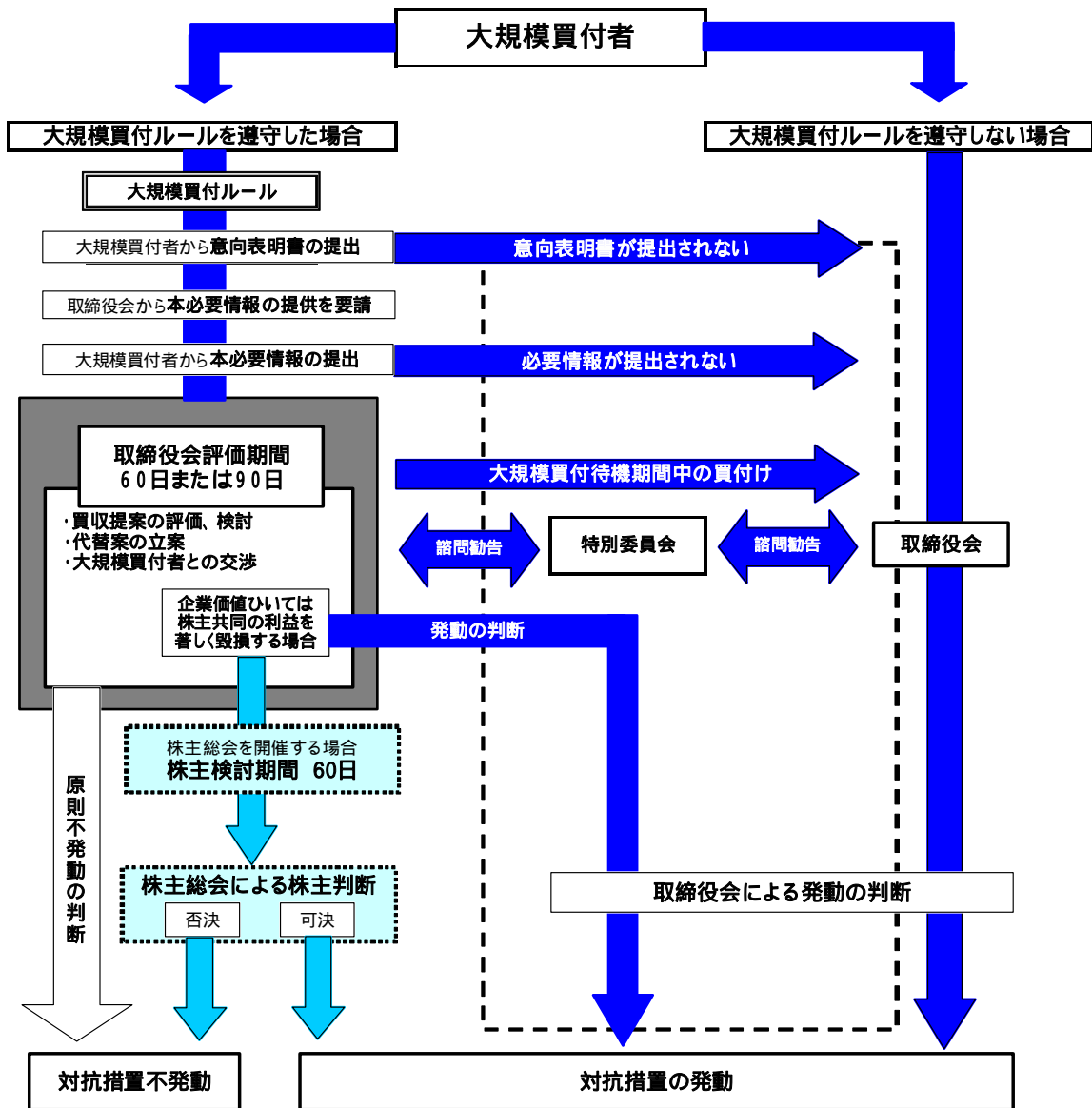
【略歴】

昭和39年 2月16日生
昭和63年 3月 東京大学法学部卒業
平成5年 4月 弁護士登録
平成5年 4月 伊藤・松田法律事務所 (現シティユーワ法律事務所)
平成8年 4月 東海大学講師
平成13年 1月 同事務所パートナー
平成16年 1月 篠崎・進士法律事務所パートナー (副所長) (現在)

進士 肇氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

(ご参考)

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



上記フローチャートは「大規模買付ルール」に対する理解を容易にすることを目的とした参考資料であり、ルールの詳細については、本文をご参照ください。